

2. 河川整備計画の目標に関する事項

2.1 計画対象区間及び計画対象期間

- 河川整備計画対象区間は、広島県知事管理区間とします。
- 河川整備計画対象期間は、概ね 20 年とします。

2.2 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

既往最大規模となった平成30年7月豪雨による洪水及び令和3年7月洪水相当の流量に対し、河道拡幅等により、河川からの溢水による家屋浸水被害を防止します。

また、河川整備に加えて、流域全体で水災害リスクを低減するよう、沿川の背後地において市等と連携して行う対策について、相互の連絡調整や進捗状況等の共有について強化を図るほか、デジタル技術を活用した水害リスク情報の充実や警戒避難体制の強化、地域の持続性を踏まえた土地利用規制や立地の誘導など、集水域と氾濫域を含む流域全体で、あらゆる関係者が協働して行う総合的かつ多層的な治水対策を推進します。

2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

貴重な動植物の生息・生育環境、景観を保全し、比較的良好な現在の流況を維持します。また、渇水時には関連情報を収集し、状況把握や河川流量等に関する情報提供を行うなど円滑な渇水調整を行います。

さらに、河川の水質・流況改善については、流域の水循環のあり方を検討し、適切な下水道整備を促進するとともに、流域の市街化の進展及び土地利用の変化などに起因する水質悪化が懸念される際の対応など、住民や関係機関と連携を図りながらその対策を行います。

2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

貴重な動植物の生息・生育場となっている水環境の保全、オイカワやオオヨシノボリなどの魚類の移動に考慮した河川の縦断的連続性ならびに水際の連続性の確保など、河川毎、地域毎の特性に配慮した河川環境の整備を図るとともに、関係機関と協力しながら、水環境を保全します。

河川空間の利用に関しては、地域住民が河川に親しみを感じ、河川空間の利用が図られるように、景観や親水性等を考慮した護岸など河川環境に配慮します。また、関係機関や地域住民と連携しながら、河川の水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、そして河口部に広がる良好な干潟を保全します。